

令和6年度 経海B委第1号

旧三保飛行場の利活用に係る計画検討業務

業務概要書

第1条（適用）

本業務概要書は、静岡市の発注する「令和6年度 経海B委第1号 旧三保飛行場の利活用に係る計画検討業務」（以下「本業務」という。）に適用するものである。業務遂行にあたっては、全て業務概要書に基づき実施するものとし、業務概要書に記載のない事項については、静岡市土木業務委託共通仕様書に準ずるものとする。

この他、業務遂行にあたり生じる疑義については、委託者（以下、「甲」という。）と受託者（以下、「乙」という。）の協議によるものとする。

第2条（業務目的）

本市の三保半島先端に位置する旧三保飛行場は、従来、救難飛行等の目的で活用されていたが、現在は場外離着陸場としての運用が終了し、有効活用されていない。

こうした中、今後は、次世代エアモビリティ、空中ドローンをはじめとする、新たな空の移動手段の研究開発、社会実装が国内外で進むことが想定され、そうした社会の下での従来と異なる用途を含めた旧三保飛行場の有効活用について検討を行う必要性が生じている。

そこで、本業務においては、旧三保飛行場の様々な活用可能性やその条件を調査し、それらの実現に必要な離着陸施設および関連空域のあり方、さらに、その活用および施設の整備管理が持続可能となる体制や手法、事業性等について検討し、それらをもとに最適な利活用のあり方を旧三保飛行場利活用計画として取りまとめることを目的とする。

利活用の検討に際しては、旧飛行場の特性を活かし、次世代エアモビリティ等の研究開発の実証フィールドとしての可能性にとどまらず、隣接する清水港周辺における海洋研究開発拠点との連携や、名勝、世界文化遺産の指定を受けている三保松原の価値の向上、三保半島の観光や地域振興に資する多様な利活用可能性を調査検討する。

第3条（業務箇所）

静岡市 清水区 三保 地内

第4条（業務内容）

本業務は、次の事項に従って作業を進め、成果をとりまとめるものとする。

- 1 旧三保飛行場及び周辺の現況整理・現地調査
 - (1) 計画準備
 - ・既存資料の整理（旧三保飛行場に関する資料、三保地域の基本情報ほか）
 - (2) 現地調査
 - ・対象地域および周辺地域の地形、地盤、植生、景観、災害リスク、土地利用状況等
 - ・旧飛行場の現況施設の状況
 - (3) 飛行場及び周辺部の現況整理
 - ・旧飛行場の利用状況
 - ・旧飛行場及び周辺区域に関する行政計画、施策

- ・周辺地域における活動、関係主体等の状況
 - ・利活用に際し考慮が必要な地域関連法規制やリスク
- 2 利活用に関連する空の移動体に関する動向や条件に関する調査
 - (1) 旧三保飛行場の利活用に関連する動向の調査
 - ・空の移動体に関する動向整理（機体の研究開発、実証実験、事業開発に関する動向、事例）
 - ・空の移動体を活用した観光、防災、地域サービス等の利活用・ビジネスの動向整理
 - ※空の移動体は、eVTOL、STOL、空中ドローン、軽飛行機、ヘリコプター、気球等、幅広く可能性を比較検討する。
 - (2) 旧三保飛行場の利活用に関連する条件の調査
 - ・空の移動体の離発着施設、周辺空域の整備、管理等に関する条件整理
 - ・空の移動体の運航管理に関する条件整理
 - ・旧三保飛行場の利活用に際し、想定される影響、リスクの整理とそれらに関する関係者調整事項の整理
 - 3 利活用ニーズ・ポテンシャルについての調査
 - (1) 利活用に関するヒアリングの実施
 - ・旧飛行場の利活用に関連する民間事業者・公的機関等のニーズやマーケットの調査。
 - (2) 利活用による周辺（三保半島・清水港）を含めた波及効果
 - ・名勝三保松原や三保地域への波及、貢献を生む旧飛行場利活用のあり方
 - ・旧三保飛行場の利活用により想定される経済波及効果の考え方
 - 4 利活用ニーズを踏まえた施設整備・空域の検討
 - (1) 空港土木施設の検討
 - ・現況土木施設の評価（滑走路、駐機場、付帯施設の形状・構造・状態）
 - ・利用予定機体・機種に対する施設規模
 - ・新たな空の移動体運用に対する施設適合性
 - (2) 空域の検討
 - ・現況空域の整理
 - ・利用予定機体・機種ならびに空の移動体の運用に向けた空域の検討
 - 5 利活用の実現に係る事業スキームの検討
 - (1) 離着陸施設としての整備・運営事業に関する条件整理
 - (2) (1) に対する官民連携事業スキーム導入に関する事項
 - (3) (2) に関するサウンディング調査、事業収支モデルの作成
 - 6 旧三保飛行場利活用計画（案）の取りまとめ
 - (1) 1から5までの検討を踏まえ、最適と考えられる利活用コンセプト、内容を旧三保飛行場利活用計画（案）としてまとめる
 - 令和6年9月30日までに、計画の要点をまとめた素案を作成する。
 - 令和6年12月31日までに、利活用計画（案）をとりまとめる。
 - 7 報告書作成
 - 業務の過程、結果を報告書に簡潔にまとめる。
 - 8 打合せ協議
 - 業本業務の打合せは、着手時1回、中間3回、成果品納入時1回の計5回とする。

第5条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- （1） 報告書・概要版 … 各3部
- （2） 成果品の電子データ … 一式
- （3） その他発注者が必要と判断した資料

第6条（納品）

乙は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納入することものとする。なお、成果品の納入場所は、静岡市BX推進課とする。

成果品に、乙の責めに帰すべき瑕疵が認められた場合には、業務完了後であっても乙は速やかに訂正しなければならない。このことに要する経費は乙の負担とする。

第7条（資料の貸与）

乙は、甲が保有する資料を借用する場合は、甲の認める配置技術者が借用書を提出するものとし、甲は借用書と引き換えに貸与するものとする。

乙は、貸与された資料を善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、使用後は速やかに返還するものとする。

別紙

地図

